大規模災害時における労働行政相談機能の維持に関する覚書

高知労働局（以下「甲」という。）と高知県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における労働行政相談機能の維持に関する協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条
この覚書は、南海トラフ地震等の大規模災害により、甲の庁舎又は管内の労働基準監督署、公共職業安定所等が使用できない場合においても、労働者及び事業主等からの相談対応、雇用保険の受付、労災保険の受付、求人・求職相談等の機能を可能な限り維持するため、甲及び乙が必要な情報共有等について協力することを目的とする。

（基本的な考え方）
第２条
乙は各支部及び加入宿泊施設との連絡・情報共有を通じ、大規模災害時における相互協力を円滑に進める役割を担うものとし、個別の施設の利用については、甲と当該施設との間で別途協議するものとする。

（協力内容）
第３条
甲及び乙は、可能な範囲で、次に掲げる事項について協力する。
一　発災時における加入宿泊施設の被害状況、営業状況及び連絡可能状況等に関する情報共有
二　大規模災害時における労働行政相談機能の維持の必要性及びこの覚書の趣旨について、乙の各支部又は加入宿泊施設に周知すること
三　発災時における連絡体制の確認
四　その他、甲及び乙が必要と認める事項

（個別施設の利用）
第４条
甲が加入宿泊施設を一時的な相談又は執務場所として利用する場合は、発災時の被害状況、既存の協定、避難者及び宿泊者への対応、従業員の確保並びに施設管理上の支障等を踏まえ、場所、期間、設備、費用その他の条件については、甲と当該施設との間で別途協議するものとする。

（連絡体制）
第５条
甲及び乙は、この覚書に基づく連携を円滑に進めるため、それぞれ連絡窓口を定めるものとする。

（協議）
第６条
この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第７条
この覚書は、締結の日から効力を有し、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

附　則
この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和８年11月20日

甲　高知労働局
局　長　池田邦孝

乙　高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長　藤本正孝